

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 4月 1日(月)

今週のことば

電気・ガス負担軽減措置の終了

政府は昨年1月に導入した電気・都市ガス代の負担軽減措置を、本年5月使用分までとし終了する(5月分は補助を縮小)。なお、ガソリン補助金は当面継続する方針。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/ 1(月) 赤口 1月決算法人の確定申告ほか
2(火) 先勝
3(水) 友引 NATO外相会合
4(木) 先負 清明
5(金) 仏滅
6(土) 大安 春の全国交通安全運動
7(日) 赤口 世界保健デー、競馬・桜花賞

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/25(月)	40,414 ▼474	151.32 △0.07
26(火)	40,398 ▼16	151.32 ± 0
27(水)	40,763 △365	151.70 ▼0.38
28(木)	40,168 ▼595	151.43 △0.27
29(金)	40,369 △201	151.33 △0.10

4月から始まる主な制度(税制関係)

定額減税などを盛り込んだ令和6年度税制改正が成立したことに伴い、4月(又は1月)から適用される主な税制は次のとおりです。

◎賃上げ促進税制の見直し(4月以後開始事業年度から)……給与等支給額を増加した場合の税額控除制度について、子育て支援(くるみん認定)や女性活躍支援(えるぼし認定)に係る控除率の上乗せ措置を新設した上で、*大企業向け措置は賃上げ率に応じた控除率などを見直し、*大企業のうち従業員2千人以下の企業を対象にした「中堅企業」向け措置を創設、*中小企業向け措置は赤字などで賃上げた年度の税額から控除できなかった金額を5年間繰越す措置の創設、などが講じられました。

◎交際費課税の見直し……交際費等に含まず全額損金算入となる飲食費(社内飲食費を除く)の金額基準が1人1万円以下に引き上げられました。事業年度に関係なく4月以後に支出する飲食費に適用します。

◎事業承継税制に係る承継計画の提出期限延長……令和9年末までの時限措置である法人版事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度)の特例について、適用を受けるための前提となる「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末まで延長となりました(個人版も同様)。

◎子育て世帯等に対する住宅ローン控除等の拡充……子育て・若者夫婦世帯(19歳未満の扶養親族がいる又は夫婦のどちらかが40歳未満)について、*認定住宅等の新築等をして本年中に入居した場合、住宅ローン控除の借入限度額を上乗せ(令和5年までと同額)、*既存住宅に一定の子育て対応リフォームをした場合、リフォーム減税の対象になります。

■この記事の詳細は、情報BOX201513

固定資産税の縦覧・閲覧制度について

土地・家屋の固定資産税評価額は原則3年に一度見直しが行われ、令和6年度は評価替えの年になります。

土地・家屋を所有する固定資産税の納税者は、同一市区町村内の土地・家屋の評価額などが記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿により、他の土地・家屋と比較して評価が適正かどうかを確認できる縦覧制度を利用できます。令和6年度の縦覧期間は毎月1日から固定資産税の第1期納期限(各地域で異なる)までとなります。

なお、自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認する閲覧制度は、通年行うことができます。

★★★ 4月のチェックポイント ★★★

※協会けんぽの都道府県ごとの健康保険料率が3月分(4月納付分)から改定され、全国一律の介護保険料率は1.60%に引き下げとなります。

※労災保険率が改定され、全54業種のうち17業種で引き下げ、3業種で引き上げとなります。なお、雇用保険料率は変更ありません。

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※4月6日~15日は「春の全国交通安全運動」が実施されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和6年4月から適用開始となる主な制度（税制関係）

令和6年度税制改正の成立に伴い、令和6年4月（又は1月）から適用される主な税制には以下のようなものがあります。

◆賃上げ促進税制の見直し

- ・給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行い、令和6年4月から令和9年3月までの間に開始する事業年度について適用します。
- ・教育訓練費に係る控除率の上乗せ措置の適用要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援（くるみん認定）や女性活躍支援（えるぼし認定）に係る控除率の上乗せ措置を創設します。
- ・大企業向けの措置について、継続雇用者給与等支給額の増加割合（3%、4%、5%、7%）に応じて10%～25%の控除率にするなど見直します。
- ・中堅企業（従来の大企業のうち従業員数2千人以下）向けの措置を創設します。
- ・中小企業向けの措置について、赤字などにより当期の税額から控除できなかった金額を5年間繰越することができる措置※を創設します。

※繰越控除をする年度において雇用者給与等支給額が前年度を超える場合に限り適用できます。

◆交際費から除外される飲食費に係る見直し

- ・損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費※（専らその法人の役員や従業員等のために支出する社内飲食費を除く）に係る金額基準を1人当たり1万円以下に上げます。

※飲食等のあった年月日、参加者の人数や氏名などを記載した書類の保存が必要。

- ・令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用します。

◆事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長

- ・法人版事業承継税制の特例措置※は10年間（平成30年1月～令和9年12月末）の時限措置であり、適用を受けるには令和6年3月末までに「特例承継計画」を都道府県知事に提出し確認を受けることが必要でしたが、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで延長します。

※特例措置の適用期限（令和9年12月末まで）については延長しない方針。

- ・個人版事業承継税制における「個人事業承継計画」の提出期限についても同様に延長します。

◆免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限

- ・輸出品販売場（免税店）で消費税が免除された物品（免税購入品）であることを知りながら仕入れた場合、課税仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ・令和6年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されます。

◆子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

- ・住宅ローン控除について、子育て世帯及び若者夫婦世帯※が認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月から同年12月までの間に居住の用に供した場合は、控除対象借入限度額を上乗せし、認定住宅は5,000万円、ZEH水準省エネ住宅は4,500万円、省エネ基準適合住宅は4,000万円とします。

※19歳未満の扶養親族を有する者又は夫婦のいずれかが40歳未満の者。

- ・認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用します。

◆子育て世帯等に対するリフォーム減税の拡充

- ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て世帯等が所有する住宅に一定の子育て対応改修工事※をして、令和6年4月から同年12月までの間に居住の用に供した場合は適用対象に追加し、標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除します。

※住宅内における子どもの事故を防止する工事や開口部の防犯性を高める工事、開口部・界壁・床の防音性を高める工事などで、標準的な工事費用相当額が50万円を超える等の要件を満たすもの。

◆住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置における「省エネ等住宅」の要件見直し

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、省エネ等住宅の要件を次のように一部見直し、令和6年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用します。

・エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用家屋の要件を、省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上とします。